第三節　事業活動における知的財産権の活用

（産業競争力の強化に資する技術の分野）

第四十九条　法第六十六条第一項の経済産業省令で定める技術の分野は、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成二年通商産業省令第四十一号）別表第二の技術の分野の欄（一の項から三十九の項までに係る部分に限る。）に掲げるとおりとする。

（国際出願に係る願書等に添付する書面）

第五十四条　法第六十六条第三項の規定により国際出願に係る手数料の軽減を受けようとする者は、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和五十三年法律第三十号）第十八条第二項の表一の項の規定により納付すべき手数料（同項に規定する同表の第三欄に掲げる金額の範囲内において同項の政令で定める金額に係る部分に限る。）の軽減を受けようとする場合にあっては国際出願に係る願書に、同項の表三の項の規定により納付すべき手数料（同項に規定する同表の第三欄に掲げる金額の範囲内において同項の政令で定める金額に係る部分に限る。）の軽減を受けようとする場合にあっては国際予備審査に係る請求書に、令第十九条第一項に規定する申請書又はその写しを添付しなければならない。

（創業関連保証に係る資金の要件）

第六十二条　法第百十五条第一項の経済産業省令で定める資金のうち経済産業省令で定めるものは、創業者の法第二条第十九項各号に掲げる創業に係る事業の実施のため必要となる設備資金及び運転資金とする。

様式第一（第10条関係）

［略］

産業競争力強化法第16条第１項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

［略］

（備考）

１・２　［略］

３　特定新事業開拓投資事業計画の実施に必要な資金の額及びその調達方法

⑴　［略］

⑵　資金の借入れについて法第18条の規定に基づく独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務の保証を受ける期待がある場合には、その旨を、借入先金融機関名を示しつつ記載する。

様式第二（第11条関係）

［略］

年　月　日付けで認定申請のあった特定新事業開拓投資事業計画については、下記の理由により認定をしないものとします。

［略］

（記載要領）

法第16条第３項のうち、認定をしない理由を具体的に記載する。

様式第四（第12条関係）

［略］

年　月　日付けで認定を受けた特定新事業開拓投資事業計画について下記のとおり変更したいので、産業競争力強化法第17条第１項の規定に基づき認定を申請します。

［略］

第四節　事業活動における知的財産権の活用

（産業競争力の強化に資する技術の分野）

第四十九条　法第七十五条第一項の経済産業省令で定める技術の分野は、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成二年通商産業省令第四十一号）別表第二の技術の分野の欄（一の項から三十九の項までに係る部分に限る。）に掲げるとおりとする。

（国際出願に係る願書等に添付する書面）

第五十四条　法第七十五条第三項の規定により国際出願に係る手数料の軽減を受けようとする者は、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和五十三年法律第三十号）第十八条第二項の表一の項の規定により納付すべき手数料（同項に規定する同表の第三欄に掲げる金額の範囲内において同項の政令で定める金額に係る部分に限る。）の軽減を受けようとする場合にあっては国際出願に係る願書に、同項の表三の項の規定により納付すべき手数料（同項に規定する同表の第三欄に掲げる金額の範囲内において同項の政令で定める金額に係る部分に限る。）の軽減を受けようとする場合にあっては国際予備審査に係る請求書に、令第十九条第一項に規定する申請書又はその写しを添付しなければならない。

（創業関連保証に係る資金の要件）

第六十二条　法第百十五条第一項の経済産業省令で定める資金のうち経済産業省令で定めるものは、創業者の法第二条第十二項各号に掲げる創業に係る事業の実施のため必要となる設備資金及び運転資金とする。

様式第一（第10条関係）

［略］

産業競争力強化法第17条第１項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

［略］

（備考）

１・２　［略］

３　特定新事業開拓投資事業計画の実施に必要な資金の額及びその調達方法

⑴　［略］

⑵　資金の借入れについて法第19条の規定に基づく独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務の保証を受ける期待がある場合には、その旨を、借入先金融機関名を示しつつ記載する。

様式第二（第11条関係）

［略］

平成　年　月　日付けで認定申請のあった特定新事業開拓投資事業計画については、下記の理由により認定をしないものとします。

［略］

（記載要領）

法第17条第３項のうち、認定をしない理由を具体的に記載する。

様式第四（第12条関係）

［略］

平成　年　月　日付けで認定を受けた特定新事業開拓投資事業計画について下記のとおり変更したいので、産業競争力強化法第18条第１項の規定に基づき認定を申請します。

［略］